

## 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例

令和元年 7 月 5 日 条例第 47 号

## (目的)

第一条 この条例は、太陽光発電施設が防災及び生活環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の安全な導入の促進について必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置等 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）、太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業の実施、太陽光発電施設の撤去等に係る一連の行為をいう。
- 三 設置者 太陽光発電施設の設置等を行う者をいう。
- 四 設置禁止区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれが極めて高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であって規則で定めるものをいう。
- 五 設置に適さない区域 土砂災害その他の災害が発生するおそれが高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であって規則で定めるものをいう。

## (県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を踏まえ、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

## (設置者の責務)

第四条 設置者は、計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守しなければならない。

- 2 設置者は、この条例の目的を踏まえ、計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等を行うに当たり、地域住民に対する情報提供、保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築、撤去の適切な実施その他の太陽光発電施設の安全な導入の促進に関して規則で定める事項を守るよう努めなければならない。

## (設置禁止区域内への設置)

第五条 設置禁止区域内においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、規則

で定めるところにより、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、設置許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が知事が別に定める基準に該当すると認めるときに限り、設置を許可するものとする。
- 3 設置許可には、太陽光発電施設の安全な導入を促進するため必要な限度において、条件を付することができる。
- 4 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の許可について準用する。
- 6 設置許可を受けた者は、第四項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 7 国又は地方公共団体が太陽光発電施設を設置する場合における第一項ただし書（第九項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定の適用については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、これらの規定による許可を受けたものとみなす。
- 8 第一項の規定は、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内にあることとなる前に新設又は増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。以下同じ。）に着手した太陽光発電施設には、適用しない。
- 9 第一項から第三項までの規定は、前項の規定の適用を受ける太陽光発電施設を当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内にあることとなった後に増設する場合について準用する。
- 10 設置許可（第七項の規定による協議の成立を含む。）は、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該設置許可に係る太陽光発電施設の全部が設置禁止区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該太陽光発電施設（発電出力が五十キロワット以上のものに限る。）の全部又は一部がなお設置に適さない区域内にあることとなるときは、当該太陽光発電施設について次条第二項の規定による届出（第七項の規定の適用がある場合にあつては、同条第四項の規定による通知）があったものとみなす。

（設置に適さない区域内への設置）

第六条 設置に適さない区域内において太陽光発電施設を設置しようとする者は、当該太陽光発電施設が前条第二項の知事が別に定める基準を満たすものとなるよう、自ら必要な措置を講じなければならない。

- 2 設置に適さない区域内において、発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を設置しようとする者又は既に設置されている発電出力が五十キロワット未満の太陽光発

電施設を五十キロワット以上に増設しようとする者は、当該設置又は増設に着手する六十日前までに前項の規定により講ずる措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- 3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が設置に適さない区域内において発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を設置し、又は既に設置されている発電出力が五十キロワット未満の太陽光発電施設を五十キロワット以上に増設しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知することをもって足りる。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 5 前各項の規定は、設置に適さない区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置に適さない区域内にあることとなる前に新設又は増設に着手した太陽光発電施設(前条第十項後段の規定により届出があったものとみなされたものを除く。)には、適用しない。
- 6 第一項から第三項までの規定は、前項の規定の適用を受ける発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置に適さない区域内にあることとなった後に増設する場合について準用する。

(立入調査等)

第七条 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、設置者(設置許可又は第六条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出を要しないものを除く。)に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該太陽光発電施設その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第八条 知事は、設置許可の申請又は第六条第二項の規定による届出を行った者が、当該申請又は届出に係る太陽光発電施設に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、適切な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

- 一 第四条第二項の規則で定める事項を守るための適切な措置を講じていないとき。
- 二 第五条第二項の知事が別に定める基準を満たすために必要な措置を講じていないとき。

2 前項の規定は、設置禁止区域又は設置に適さない区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部が設置禁止区域及び設置に適さない区域の区域外にあることとなったときは、適用しない。

(監督処分)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、設置許可を取り消し、設置許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去若しくは土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復を命ずることができる。

- 一 第五条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）又は同条第四項の規定に違反した者
- 二 設置許可の内容又は設置許可に付した条件に適合していない者
- 三 偽りその他不正な手段により設置許可を受けた者

(勧告)

第十条 知事は、第六条第二項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第十一条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、若しくは命令を行った者又は前条の規定による勧告に正当な理由なく従わなかった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその者に対する処分等の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村条例との調整)

第十二条 太陽光発電施設の設置等に関し、この条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果が期待できる内容を規定する条例を有する市町村として規則で定める市町村の区域については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第五条第一項及び第七項並びに第六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に新設又は増設に着手した太陽光発電施設には、適用しない。

- 3 前項の規定にかかわらず、設置禁止区域内において同項の規定の適用を受ける太陽光発電施設を施行日以後に増設する場合には、第五条第一項から第三項までの規定を準用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、設置に適さない区域内において同項の規定の適用を受ける発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を施行日以後に増設する場合には、第六条第一項から第三項までの規定を準用する。  
(準備行為)
- 5 設置許可の申請、第六条第二項の規定による届出その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。



(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置禁止区域)

第二条 条例第二条第四号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 岡山県砂防指定地等管理条例（平成十四年岡山県条例第七十六号）第二条第一項に規定する砂防指定地
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域

(設置に適さない区域)

第三条 条例第二条第五号の規則で定める区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項の土砂災害警戒区域とする。

(設置者が守るよう努める事項)

第四条 条例第四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 計画の作成の初期の段階から、太陽光発電施設を設置する土地の区域に隣接する地域の住民（第三号及び第五号において「地域住民」という。）への十分な情報提供を行う等、当該太陽光発電施設の設置等について理解を得られるよう、適切な措置を講ずること。
- 二 防災、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置等に当たり適切な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと。
- 三 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺の環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。
- 四 保守点検及び維持管理に係る実施体制を構築し、これを着実に実施すること。
- 五 太陽光発電施設の損壊等により地域への被害が発生するおそれがある、又は発生したときは、速やかに当該太陽光発電施設が所在する市町村及び地域住民に連絡するとともに、被害の発生又は被害の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

六 防災、太陽光発電施設の安全、環境保全、景観保全等に関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民への配慮を行うこと。

七 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第一項に規定する電気事業者が行う同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の調達が終了した後も、当該太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業（以下「太陽光発電事業」という。）を継続すること。

八 太陽光発電事業を終了した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令に従い、適正な処理の確保を図るとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること。

（設置許可の申請）

第五条 設置許可の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 設置禁止区域に設置する理由

三 太陽光発電施設の所在地

四 発電出力

五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積

六 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項の規定による認定の状況

七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日

八 申請に係る太陽光発電施設の設置に関係法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況

九 前条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容

十 条例第五条第二項の知事が別に定める基準（第七条第一項において「設置許可基準」という。）を満たすために講ずる措置の内容

十一 その他知事が必要と認める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設置しようとする太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図



- 二 土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合に限る。）
- 三 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- 四 排水計画に係る平面図
- 五 太陽光発電施設の構造図
- 六 現況写真
- 七 その他知事が必要と認める書類  
（許可事項の変更申請）

第六条 設置者は、条例第五条第四項本文の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書に変更しようとする部分を明確にした前条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 変更に係る事項
- 三 変更の理由
- 四 その他知事が必要と認める事項  
（設置許可に係る軽微な変更）

第七条 条例第五条第四項ただし書の規則で定める軽微な変更は、第五条第一項第一号（設置許可を受けた者の変更を除く。）、第二号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る変更並びに変更後においても設置許可を受けた太陽光発電施設が設置許可基準に該当することが明らかな変更とする。

- 2 設置者は、条例第五条第六項の規定による軽微な変更の届出をしようとするときは、前条各号に掲げる事項を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。  
（書類の提出）

第八条 知事は、条例第五条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により協議をしようとする国又は地方公共団体に対し、第五条第二項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。  
（設置禁止区域内にあることとなった後の増設の許可の申請）

第九条 条例第五条第九項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。  
（設置許可に係るその他の届出）

第十条 設置許可（条例第五条第九項の規定により準用する同条第一項ただし書の規定による許可及び条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定に

よる許可を含む。以下この条及び次条において同じ。)を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置に着手しようとするときは、着手する日の十日前までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 着手予定年月日

2 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置が完了したときは、完了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 完了年月日

3 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置を中止しようとするときは、中止しようとする日の前日までに次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 中止予定年月日

4 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電事業を終了したときは、終了した日から十日以内に次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 太陽光発電施設の所在地
- 三 終了年月日
- 四 第四条第八号に規定する事項を守るために講ずる措置の内容  
(標識の設置)

第十一条 設置許可を受けた者は、当該設置許可に係る太陽光発電施設の設置等を行っている期間中、当該設置許可を受けた場所に次に掲げる事項を記載した標識を設置しなければならない。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(設置に適さない区域内への設置の届出)

第十二条 条例第六条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 設置に適さない区域に設置する理由
- 三 太陽光発電施設の所在地
- 四 発電出力
- 五 太陽光発電事業を行う土地の区域の面積
- 六 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項の規定による認定の状況
- 七 設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日
- 八 申請に係る太陽光発電施設の設置に係る法令（条例を含む。）の手續（第六号に係るものを除く。）が必要な場合は、当該手續の状況
- 九 第四条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容
- 十 その他知事が必要と認める事項

2 条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、前項各号に掲げる事項を記載した届出書に第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（設置に適さない区域内への設置に係る届出事項の変更）

第十三条 設置者は、条例第六条第三項の規定により同条第二項の規定による届出に係る事項の変更の届出をしようとするときは、第六条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて、当該変更に着手する六十日前（同条第一項第七号に係る変更にあつては、十日前）までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、設置者は、条例第六条第二項の規定により届出に係る事項（第十二条第一項第一号（条例第六条第二項の規定による届出を行った者の変更を除く。）、第二号、第六号、第八号及び第九号に掲げるものに限る。）の変更をしたときは、第六条第二号から第四号までに掲げる事項を記載した変更届出書に変更しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて速やかに知事に提出しなければならない。

（設置に適さない区域内にあることとなつた後の増設の届出）

第十四条 条例第六条第六項の規定により準用する同条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第十五条 条例第七条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式によるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 条例附則第三項の規定により準用する条例第五条第一項ただし書の規定による許可の申請をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第五条第一項各号に掲げる事項を記載した許可申請書に増設しようとする部分を明確にした同条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 条例附則第四項の規定により準用する条例第六条第二項の規定による届出をしようとする者は、増設しようとする部分を明確にした第十二条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に増設しようとする部分を明確にした第五条第二項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (準備行為)

- 4 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う設置許可の申請については、第五条の規定の例による。
- 5 条例附則第五項の規定により条例の施行の日前に行う条例第六条第二項の規定による届出については、第十二条の規定の例による。

様式（第 15 条関係）

（表）

第 号	
身分証明書	
所 属	
氏 名	
生年月日	年 月 日
<p>上記の者は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第 号）第 7 条第 1 項の規定により立入調査等を行う者であることを証明する。</p>	
年 月 日	交付
岡山県知事 印	

（裏）

<p>岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例抜粋 （立入調査等）</p> <p>第 7 条 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、設置者（設置許可又は第 6 条第 2 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を要しないものを除く。）に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該太陽光発電施設その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--



## 太陽光発電施設に関する主な規制の状況

区 分	太陽光新条例 【新設】	森林法	県土保全条例	アセス条例 【太陽光追加】	
規制対象	全ての太陽光発電施設 (建築物への設置を除く。)	1 haを超える土地の 形質変更	1 ha以上の土地の区 画形質変更	20ha以上の土地の区 画形質変更又は森林 伐採	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域森林計画対象 民有林（保安林を 除く。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法等の対象事 業を除く。</li> <li>・ 岡山市、倉敷市 (10ha未満)を除 く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法アセス、岡山市 アセス条例対象事 業を除く。</li> </ul>	
規制手 続等	許認可等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置禁止区域 → 知事許可</li> <li>・ 設置に適さない区 域 → 50kw以上届出</li> </ul>	10ha以上は要事前協議 (県土保全条例による)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事意見（事業者 は勘案）</li> <li>・ 知事許認可事業の 場合、評価書の内 容を配慮</li> </ul>	
	許可基準	○	○		○
	基準不適合 等への措置	○	○	○	○
近隣関係者への 説明等		○ 住民との適切なコ ミュニケーションを 規定 (努力義務)	○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民説明会等計画書を添付 (事前協議時)</li> <li>・ 住民説明会等実施報告書を添付 (許可申請時)</li> </ul> 【新設】 (努力義務)	○ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民意見書提出 (事業者配慮)</li> <li>・ 説明会開催</li> </ul>	
主な施 設基 準等	斜面の安定 性	○ 設置者の責務として 規定 (努力義務)	○ 設置斜面の安定性を定量的に評価 【新設】 (義務)	○ 指針に規定	
	排水対策		○ 排水施設等による斜面崩壊等防止 【新設】 (義務)		
	濁水、景 観、反射光 等		—		—
	保守点検・ 維持管理等		—		—